処　分　基　準

平成２１年１２月４日作成

法　令　等　名	銃砲刀剣類所持等取締法
根　拠　条　項	第９条の７第３項
処 分 の 概 要	教習用備付け銃に関する措置命令
原権者（委任先）	大阪府公安委員会
法令等の定め	銃砲刀剣類所持等取締法　第９条の７第３項 （教習用備付け銃に関する措置命令）
処　分　基　準	当該教習用備付け銃の保管が基準に適合していない場合は、法第９条の８第１項第４号の規定により教習射撃場の指定の解除を行う場合を除き、是正に通常必要と認められる期間を定め、保管の設備又は方法を基準に適合するよう改善すべき旨の命令を行うものとする。 その他危害予防上必要がある場合（保管基準を遵守してもなお危害発生のおそれがある場合に限る。）については、管理者が通常受忍すべきと認められる範囲において、是正に通常必要と認められる期間を定め、危害予防上必要な措置を執るべき旨の命令を行うものとする。
問い合わせ先	教習射撃場を管轄する警察署生活安全課保安係
備　　考	